

13

環境影響評価書の概要

— 都市高速道路王子線建設事業 —

昭和61年2月

東京都

第1章 総 括

1. 1 事業者等の名称及び住所

(1) 環境影響評価の実施者

名 称

東京都知事 鈴木俊一

住 所

東京都千代田区丸の内三丁目5番1号

電話 03-212-5111

(2) 事業予定者

名 称

首都高速道路公団 代表者 理事長 浅井新一郎

住 所

東京都千代田区霞が関一丁目4番1号

電話 03-502-7311

1. 2 対象事業の名称

都市高速道路王子線建設事業

(対象事業の種類：道路の新設)

1. 3 対象事業の内容の概略

この事業は東京都板橋区板橋二丁目を起点に、足立区江北二丁目を終点とする延長約6.2kmの自動車専用道路を新設する事業である。

当該道路は、道路構造令に定める第2種第2級の規格（往復4車線、設計速度60km／時）を有し、嵩上式構造を主体に一部地下式と掘削式構造を含んだものである。

なお、事業工程は、おおむね表-1.1に示すとおりである。

表-1.1 事業工程表（都市計画決定後）

年 項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	備 考
関係法規に基づく手続							都市計画法 道路整備特別措置法 首都高速道路公団法
測量及び調査							基本測量 用地測量 地質調査
道路設計							線形設計 構造設計（施工法も含む） 施工計画
用地買収							建物除去
工 事							基礎工事、下部工事、 上部工事、床版舗装工事 トンネル工事、付帯工事 街路築造

注) 点線については、本体工事以外の付帯的な残工事を示す。

1.4 環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況と事業の内容を考慮して予測・評価項目を選定し、現況調査及び環境に及ぼす影響の予測と評価を行った。その評価の結論は、表-1.2に示すとおりである。

表-1, 2 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評 価 の 結 論
1. 大気汚染	<p>道路交通に起因して発生する二酸化窒素、一酸化炭素、二酸化硫黄の3物質について、環境濃度に与える影響を予測した。その結果、各濃度とも環境基準値以下となるため、本事業が大気環境に与える影響は少ないと考える。</p> <p>また、工事中の工事用車両の運行量は、周辺地域の交通量と比較して非常に少ないため、大気質濃度に与える影響は少ないと考える。</p>
2. 水質汚濁	<p>水質環境に影響を与える要因としては、河川部工事の汚濁水の発生、トンネル工事の地盤凝固剤の使用が考えられる。</p> <p>河川部工事においては、締切り工法の採用、汚濁水処理施設の設置により排水基準を遵守すること、また、地盤凝固剤の使用は基準の定めるところに従い安全性の確保に努めるため、影響は少ないと考える。</p>
3. 土壤汚染	<p>過去の土地利用の経緯からみて、重金属類で汚染された土壤はないと思われるため、影響はないと考える。</p>
4. 騒 音	<p>放射9号線、環状5の1号線及び環状5の2号線沿道の現況交通騒音は環境基準値を上回っている状況にあり、工事の完了後の地上付近における道路交通騒音の予測値は供用時点で一部の地点において環境基準値を1~2dB(A)程度上回るもの、昭和75年においては、沿道の騒音環境は環境基準値を下回るため影響は少ないと考える。京浜東北線以東の高速単独区間ににおいては、環境騒音と合成して予測した結果、環境</p>

予測・評価項目	評価の結論
	<p>基準値以下であり、影響は少ないと考える。</p> <p>工事中の建設機械騒音については、工程の調整、工法の選定及び低騒音建設機械の積極的導入により、影響は少ないと考える。</p>
5. 振動	<p>道路交通に起因する振動については、振動規制法に定める要請基準値以下であり、振動環境に与える影響は少ないと考える。</p> <p>また、工事中の建設機械振動については、工程の調整、工法の選定及び低振動建設機械の積極的導入により影響は少ないと考える。</p>
6. 低周波空気振動	<p>計画路線沿道の低周波空気振動は、既存の資料から判断すると都市部の日常生活の中に多様に存在している音圧レベルの範囲内にあるため、沿道住民の日常生活に支障のない程度のものと考える。</p>
7. 日照阻害	<p>高速道路及びその付属物により沿道地域に日陰を生ずるが、「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」に基づき対処する。</p>
8. 電波障害	<p>高速道路及びその付属物により一部地域でテレビジョン電波の受信に影響を与えるが、「公共施設の設置に起因するテレビジョン電波受信障害により生ずる損害等に係る費用負担について」に基づき、共同受信アンテナの設置等により対処する。</p>
9. 陸上植物	<p>陸上植物に影響を与える要因としては大気質濃度が考えられるが、各大気質濃度の予測結果は、いずれの物質ともほぼ</p>

予測・評価項目	評価の結論
	<p>現況値程度であるため、影響はないものと考える。</p> <p>工事中の建設機械による大気質濃度の増加は少ないため、影響はないものと考える。また、飛鳥山公園におけるトンネル工事では、陸上植物の生育環境に大きな変化を与えない工法を採用するため、影響はないものと考える。</p> <p>なお、工事の着手前には、飛鳥山公園の植物について活力度調査を行う。</p>
10. 水生生物	河川内の基礎工事は、影響の少ない工法を採用し、かつ施工期間の短縮を図るため、水生生物に与える影響は少ないと考える。
11. 地形・地質	基礎構造物の施工背面の地盤の安定、工事中及び工事の完了後における地下水位の変化については、設計・施工上十分配慮するため影響は少ないと考える。
12. 史跡・文化財	影響を考慮すべき対象としては、王子神社のイチョウ及び飛鳥山遺跡がある。王子神社のイチョウについては、本事業に係る大気環境はほぼ現況値程度であり、かつ路線から約250mも離れていることから、影響はないものと考える。飛鳥山遺跡については、遺跡を含む地層の下部をトンネル構造で通過するため、影響はないと考える。
13. 景観	事業区域においては、極力緑化をはかり、また周辺景観と調和した道路構造・色彩とするため特に違和感を与えることはないと考える。

1.5 評価書案の修正の概略

修 正 節 所	修 正 事 項	修 正 内 容 及 び 修 正 理 由
第1章 総 括	事業者等の名称 及び住所 対象事業の内容 の概略 環境に及ぼす影響の評価の結論	新理事長就任に伴い代表者氏名を変更した。 工事期間を修正した。 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、陸上植物及び地形・地質について評価の結論を一部修正した。
第2章 対象事業の 目的及び内容	事業の内容	高架橋と横断施設について説明を追加した。
第4章 予測・評価 項目の選定	選定した項目 選定しなかった 項目及びその理 由	工事の完了後の地形・地質を追加した。 悪臭について説明を追加した。
第5章 現況調査、 予測及び評価	共通する修正 大気汚染	次の項目に従って編集変えを行った。 1. 現況調査 (1) 現況調査項目及びその選択理由 (2) 調査地域 (3) 調査方法 (4) 調査結果 2. 予 測 (1) 予測事項 (2) 予測の対象時点 (3) 予測地域 (4) 予測方法 (5) 予測結果 3. 評 価 ①計画路線周辺の大気質と気象の状況について一般環境大気測定局の測定結果を用いた理由を説明した。 ②地形・地物の状況、土地利用状況に対する説明を追加した。 ③浮遊粒子状物質、光化学オキシダントを予測対象物質として選定しなかった理由を説明した。

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由
		<p>④西巢鴨交差点付近、トンネル換気塔における予測方法、予測条件を説明し、評価した結果を記述した。</p> <p>⑤将来交通量の推計の手順を示し、説明した。</p> <p>⑥時間交通量と大型車混入率の設定理由を接続道路、類似道路の最近のデータからも説明した。</p> <p>⑦排出係数の設定方法を説明した。</p> <p>⑧風向、風速の条件に板橋、足立測定局のデータを用いた理由を説明した。</p> <p>⑨二酸化窒素のバックグラウンド濃度について「窒素酸化物対策の中長期展望」に基づいて推定した。</p> <p>⑩工事の施行中の運搬用車両による排出ガス量と現況交通量による排出ガス量の算出結果を追加した。</p> <p>⑪板橋インターチェンジについて首都高速道路5号線と環状6号線も予測対象として予測した結果により修正した。</p> <p>⑫高所を対象とした予測・評価を追加した。</p>
水質汚濁		石神井川の付替工事についての説明を補足した。
土壤汚染		工事着手前に土壤汚染調査を行う事を記述した。
騒音		<p>①後背地及び高所についての現況調査結果を追加し、現況調査を行った地点の選定理由を説明した。</p> <p>②四ツ又商店街、西巢鴨交差点付近及び高所において予測・評価を追加し、計画路線単独区間については環境騒音と複合させて予測・評価した。</p> <p>③反射音防止のための吸音処理などの措置について説明した。</p> <p>④環境基準の時間区分に合せて環境基準値により評価を行った。</p>

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由
	振動	<p>⑤運搬用車両の運行量より工事の施行中の騒音について補足説明した。</p> <p>①後背地の振動レベルと地盤卓越振動数の調査結果及び現地調査を行った地点の選定理由を追加した。</p> <p>②工事の完了後における道路交通振動を現地実測に基づく地盤卓越振動数を踏えて13箇所を対象とした予測・評価の結果を記述した。</p>
	低周波空気振動	環境庁による一般環境中の低周波空気振動音圧レベルの調査結果と首都高速5号線沿道での測定結果を追加記述し、それをもとに予測・評価の記述を補足した。
	日照阻害	<p>①関連する学校、保育園について説明を追加した。</p> <p>②建築基準法の規定に基づく「日影による中高層の建築物の制限」の内容と規制地域の状況を調査し、冬至日における日陰時間が2、3時間となる範囲を追加予測してその結果を等日陰時間分布図として示した。</p>
	電波障害	反射障害が予測される地域の43地点でテレビ画像受信状況の調査を行った結果と反射障害が生ずると予測される範囲を示した。
	陸上植物	飛鳥山公園の樹木の健康度調査結果と工事着手前に活力度調査を行う旨の記述を追加した。
	水生生物	水質汚濁による影響について説明を追加した。
	地形・地質	<p>①既存ボーリング調査結果を用いて地質と不圧地下水位の説明を追加した。</p> <p>②工事の施工中における背面地盤の変形に対する記述を修正し、地下水位の変化に対する説明を追加した。</p> <p>③工事着手前に地下水位等の現地調査を行うことを記述した。</p> <p>④工事の完了後における不圧地下水の変化について記述した。</p>
	史跡・文化財	周知されていない埋蔵文化財包蔵地の存在はないが、評価書案の作成時以後周知されたものについて追加記述した。

修 正箇 所	修 正事 項	修 正内 容 及 び 修 正 理 由
	景 觀	放射9号線支線1号区間、八幡通り商店街、環状5の1号線区間、飛鳥山公園スカイラウンジ及び環状5の2号線区間の完成予想図の作成と評価を追加した。
第7章 環境保全の ための措置	工事の施行中	水質汚濁、土壤汚染、騒音及び地形・地質に対する環境保全のための措置について、追加記述した。
	工事の完了後	騒音、電波障害及び地形・地質に対する環境保全のための措置について追加記述した。